

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年6月29日（火）

1 契約の名称及び数量

国有農地等管理処分事業 大和郡山市冠山町国有農地除草業務
大和郡山市冠山町598番地4、598番地8地内の除草（除草面積3,056㎡）及び
処分
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又は
シルバー人材センター

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 食と農の振興部担い手・農地マネジメント課
住所：奈良市登大路町30番地
電話：0742-27-7614（ダイヤルイン）
FAX：0742-27-5351
- (2) 提出期限 令和3年7月15日（木） 午後5時15分
- (3) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

仕 様 書

第1条 業 務 名

国有農地等管理处分事業 大和郡山市冠山町国有農地除草業務

第2条 業務内容、目的

大和郡山市冠山町国有農地の維持管理を目的とし、除草作業及び処分を行う。

第3条 履行場所

大和郡山市冠山町598番4、598番8地内

第4条 実施時期

実施時期は、原則として次のとおりとし、実施日の決定については、奈良県食と農の振興部担い手・農地マネジメント課長（以下「担い手・農地マネジメント課長」という。）と協議のうえ、決定するものとする。

- ・実施時期 1回目（除草） 7月下旬～8月中旬
- 2回目（除草） 10月中旬～11月下旬

第5条 作業方法

上記敷地内の雑草等を手刈り又は草刈機を用いて除草し、刈高5cm程度の仕上げとする。ただし、敷地フェンスまたは境界外の樹木等の損傷のおそれがある場所については、手刈りとする。また、敷地フェンスに付着したつる等の除去を行う。

第6条 除草範囲

上記履行場所敷地内（草刈面積 3,056㎡）
詳細は、除草範囲図に示す範囲

第7条 雑草等の処理

刈り取った雑草等は、大和郡山市清掃センターへ運搬、処分すること。

第8条 経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

第9条 禁止行為

- ①除草剤等薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品の投棄

第10条 安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には、速やかに、担い手・農地マネジメント課長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等については、近隣等より苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

第11条 委託料の支払等

委託料の支払に当たり、刈り取った雑草等の処分費については、作業完了後に確定した額をもって精算額とする。

除草範囲図

